

(別紙)

新旧対照表

新	旧
<p><u>8. 特定事業の名称</u> 地方公務員に係る臨時的任用事業 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 4 0 9 「地方公務員に係る臨時的任用期間の延長事業」 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>8. 特定事業の名称</u> 地方公務員に係る臨時的任用事業 <u>公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業</u></p> <p><u>9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</u> <u>(略)</u></p> <p>別紙</p> <p>1 特定事業の名称 4 0 9 「地方公務員に係る臨時的任用期間の延長事業」 (略)</p> <p><u>1 特定事業の名称</u> <u>9 2 0 「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」</u></p> <p><u>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</u> <u>鳥取県湯梨浜町</u></p> <p><u>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日</u> <u>本計画が認定された日</u></p>

新	旧
	<p><u>4 特定事業の内容</u></p> <p><u>旧羽合町内の保育所における給食の提供について、3歳以上児分は学校給食共同調理場で、3歳未満児分は長瀬保育所でそれぞれ一括調理し、配送車で各保育所に搬送する。(長瀬保育所の3歳未満児分は自所方式)</u></p> <p><u>※特例の対象とする保育所</u></p> <p><u>長瀬保育所、田後保育所、浅津保育所、橋津保育所</u></p> <p><u>5 当該規制の特例措置の内容</u></p> <p><u>本町におきましては、町の一般財源からの持ち出しにより県下でも有数の安い保育料を設定して子育て支援を行っていますが、保育所運営に係る経費は行政全体の中でも多額であり、コストの削減が急務です。</u></p> <p><u>保育所給食に外部搬入を導入することで、一箇所でも効率的にしかも安全に調理することができ、経費の大幅な削減を図ることができます。</u></p> <p><u>(1) 調理設備について</u></p> <p><u>現在の4保育所のうち、長瀬保育所については平成12年の開所で、112.87㎡の調理室を有しており問題はないと考えております。他の3保育所にも調理室があり、それぞれ加熱や保存・配膳などに支障はありませんが、何れも昭和50年代の建築で老朽化しており、</u></p>

新	旧
	<p>平成 16 年度において増改築を計画しており、引き続き加熱や保存・配膳に必要な設備・機能は維持します。</p> <p>※調理設備の概要</p> <p>・田後、浅津、橋津保育所</p> <p>＜現 況＞ 冷凍冷蔵庫、流し台、ガス台、配膳台、検食用冷凍庫、給湯器、電子レンジ、ワゴン車、食器消毒保管庫</p> <p>＜改築後＞ 検食用冷凍庫、食器消毒保管庫は再利用し、その他の設備は一新。また、床が水洗いできるようコンクリートに改修。</p> <p>・長瀬保育所</p> <p>＜現 況＞ 冷凍庫、冷蔵庫、1 槽シンク、4 槽シンク、ガスレンジ、スチームコンベクション、フライヤー、自動食器洗機、食器消毒保管庫、ワゴン車、調理台、配膳台</p> <p>(2) 食事の内容、回数、時機について</p> <p>児童福祉施設における、年齢・性別栄養所要量を基に作られた「保育所における栄養給与目標算出例」を参照して食品構成を策定し、それに基づいて献立を作成します。とくに、カルシウム・鉄などが不足しないように留意します。</p> <p>また、日常の献立とかけ離れたものにならないよう、家庭で食べ慣れている食品を取り入れ、野菜や果物はできるだけ地元のものを</p>

新	旧
	<p><u>使うように心がけます。</u></p> <p><u>なお、年齢に合わせた食事を提供するため、離乳食の中期・後期、3歳未満児食、3歳以上児食に区分するとともに、アレルギー対応除去食も提供します。</u></p> <p><u>食事の提供は、9:00に3歳未満時のおやつ、11:30に昼食、15:00に全園児のおやつを計画しています。</u></p> <p><u>(3) 外部搬入を行う場合の衛生基準の遵守</u></p> <p><u>3歳以上児食は学校給食センターで調理して4保育所に配送します。3歳未満児食は長瀬保育所調理室で調理して他の3保育所に3歳以上児食と一緒に配送します。この際、二重食缶を用いて配送するとともに、最も配送の遅い保育所でも35～40分で到着することとなり、調理後2時間以内の喫食とします。</u></p> <p><u>また、平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」の第4の2の規定を遵守するとともに保健所の指導・助言に従い、衛生管理に万全を期します。</u></p> <p><u>(4) 食育プログラムに基づいた食事の提供について</u></p> <p><u>生涯の生活習慣の基礎となる乳幼児期に、適切な食習慣を身に付けることは、生活の質を向上させ、健やかな生涯を送る上でとても重要なことです。</u></p> <p><u>そこで、本町においては次の目標を掲げ、食育を推進します。</u></p>

新	旧
	<ul style="list-style-type: none"> ▪ <u>食に関心をもつ</u> ▪ <u>適切な食行動ができる</u> ▪ <u>決まった時間にしっかり食べる</u> ▪ <u>食の正しい知識を知る</u> ▪ <u>食事づくりに参加する</u> ▪ <u>楽しくおいしく食事ができる</u> <p><u>以上の目標を具体化させ、実施するため、保育士、栄養士、調理員など関係者による「食育推進チーム」を組織化します。</u></p>